

指定障害福祉サービス事業者 管理者 様

豊中市福祉部障害福祉課長

就労系障害福祉サービス事業所（就労移行、就労継続 A 型・B 型）における  
在宅でのサービス利用に係る令和 4 年 7 月以降の取扱いについて

日頃は本市における、障害福祉サービスの向上にお取り組みいただきありがとうございます。

さて、就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用（以下、「在宅利用」という。）について、令和 4 年 7 月 1 日から提出書類等を次のとおり変更することといたしましたので、ご確認の上ご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

【変更点】

1. 提出書類等について

(1) 令和 4 年 7 月 1 日以降、初めて在宅利用を希望される場合

① 以下の書類を提出。

- 就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型における在宅利用に係る届出書（別紙 1）  
\* 在宅利用の支援効果について詳細にご記入ください。
- 個別支援計画の写し（様式は問わない）  
\* 在宅利用による支援目標、及び支援内容を具体的にご記入ください。
- 受給者証（原本）

② 市で審査の上、在宅での支援効果が認められる場合については、「在宅利用を認める」と明記した受給者証を交付。

\* 対象者については、在宅利用を希望する者であって、在宅利用による支援効果が認められると本市が判断した場合となります。

\* 適用開始日について、原則、提出日以降となります。やむを得ず提出が遅れるなど、個別の事情がある場合については、障害福祉課へご相談ください。

(2) すでに在宅利用の届出をしている場合

次回更新時に、以下の書類を提出。

- 就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型における在宅利用に係る届出書（別紙 1）  
\* 在宅利用の実施効果の評価、及び今後の支援効果について詳細にご記入ください。

○ 個別支援計画の写し（様式は問わない）

\* 在宅利用による支援目標、及び支援内容を具体的にご記入ください。

**【提出先】**

在宅利用者のお住まいの地区によって、提出先が異なります。下の表をご確認ください。

場所・所在地・連絡先	地区
豊中市役所障害福祉課 豊中市中桜塚 3-1-1 ☎06-6858-2224	赤阪、旭丘、石橋麻田町、上野東、上野西、上野坂、永楽荘、岡上の町、岡町、岡町南、岡町北、春日町、勝部、上新田、北桜塚、北緑丘、熊野町、栗ヶ丘町、桜の町、柴原町、少路、城山町、新千里東町、新千里西町、新千里南町、新千里北町、末広町、清風荘、千里園、曾根東町、曾根西町、曾根南町、立花町、玉井町、長興寺南、長興寺北、寺内、刀根山、刀根山元町、中桜塚、西泉丘、西緑丘、走井、服部緑地、原田西町、原田元町、原田南、原田中、東泉丘、東豊中町、広田町、宝山町、螢池東町、螢池西町、螢池南町、螢池北町、螢池中町、本町、待兼山町、緑丘、南桜塚、箕輪、宮山町、向丘、山ノ上町、夕日丘 グループホーム、療養介護をご利用の方
豊中市立障害福祉センターひまわり 豊中市稲津町 1-1-20 ☎06-6863-7061	稲津町、今在家町、大島町、小曾根、神州町、北条町、上津島、三和町、島江町、庄内幸町、庄内栄町、庄内宝町、庄内東町、庄内西町、庄本町、千成町、大黒町、利倉、利倉東、利倉西、野田町、服部寿町、服部本町、服部西町、服部南町、服部元町、服部豊町、浜、東寺内町、日出町、二葉町、豊南町東、豊南町西、豊南町南、穂積、三国、名神口、若竹町 障害者入所施設をご利用の方

**【別添資料】**

（別紙 1）就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型における在宅利用に係る届出書

**【お問合せ先】**

豊中市福祉部障害福祉課相談支援係

☎06-6858-2224

豊中市立障害福祉センターひまわり

☎06-6863-7061